

# 児童ポルノ禁止法 マンガやアニメ等創作物は人権侵害にあたるのか？

- 予算委員会（2016/03/04）
  - 国連勧告に対する日本の対応
  - 岩城光英法務大臣



漫画、アニメ、ゲームなどで実在しない人物をモデルに描いた創作物が人権侵害にあたる可能性はあるのか、これをお願いします。

人権侵害とは特定の人の人権を具体的に侵害する行為を意味するものであり、**実在の人物がモデルとなっていない以上、描かれること自体によって人権を侵害される特定の人物は想定できません。**したがって、その意味において、単に実在しない人物を描く制作行為自体が直ちに人権侵害にあたるとは考え難いものと存じております。



**マンガやアニメは人権侵害にあたらないと答弁！**

# 児童ポルノ禁止法

- 予算委員会（2016/03/04）
    - 国連勧告に対する日本の対応
- 岸田文雄外務大臣



国連からの文化に対する勧告を受けた場合、日本はどういうふうになれるおつもりなのか、この辺り、外務大臣にお伺いしたいと思います。

日本政府としまして、何らかの勧告が出された場合には、児童を性的搾取や虐待から保護することが重要であること、

これはもちろんでありますが、一方で、

漫画ですとかアニメですとか、日本の大切な文化、これを守っていく、この点もしっかり念頭に置きながら、関係省庁と十分検討した上で適切に対応していかなければならないと考えます。

